安全で安心なまちづくり

~防犯まちづくりの推進~



警察 庁 文部科学省 国土交通省

防犯まちづくりの基本的な考え方

●防犯まちづくりの重要性

身近な犯罪を抑止するには、住民・警察等の様々な主体により従来から行われてきたソフト面の防犯活動をより一層推進するとともに、住宅・学校・公共施設等の整備や管理等のハード面の取り組みを推進することが重要です。すなわち、従来は接点の乏しかった防犯活動とまちづくりを相互に組み込み、犯罪が起こりにくく犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりを行う「防犯まちづくり」を推進することが求められています。

●重要な視点

関係者の連携

防犯まちづくりは、住民、地方公共団体、教育委員会・学校、警察などの様々な関係者の連携が大切です。今回のモデル地区で見られたように、関係者が防犯まちづくりについて協議する場を設けることは、効果的な取り組みを行う上で望ましいことと考えられます。

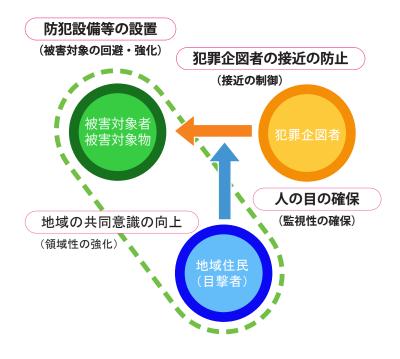
地域特性の尊重

まちづくりは、地域住民等が主体的に取り組むべきものであって、これは防犯まちづくりにおいても変わりません。住民の意向や地域の状況などを尊重して取り組むことが重要です。

長期的な視点

本来まちづくりは、息の長い取り組みであって、直ちには犯罪発生の減少につながらないこともあります。まちの課題の改善には時間がかかることを認識して、関係者には粘り強く取り組んでいくことが求められます。

防犯まちづくりの基本的な手法



■人の目の確保(監視性の確保)

多くの「人の目」(視線)を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。

■犯罪企図者の接近の防止(接近の制御)

犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者(物)に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

■地域の共同意識の向上(領域性の強化)

防犯まちづくりを行う地区に対し、その 住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュ ニティの形成、環境の維持管理、防犯活動 の活発化等を通して犯罪抑止を図る。

防犯まちづくりの進め方

●基礎的な対応

防犯診断

まちのあり方や施設の状態について防犯の観点から問題がないか 調べてみます。その際、専門家とともにできる限り住民自らが参加 することがその後の連携を図る上で効果的です。

防犯に配慮した施設の整備と管理

新築住宅については、防犯に配慮した設計の普及を図り、既存住宅については防犯診断を行って必要な改善措置の実施を進めます。公共施設等については、照度や見通しの確保を中心に、防犯にも配慮した整備・管理を進めていきます。その際、管理については住民の自主的な参加を促進し、日常的に愛着を持って利用される場とすることが重要です。



暗がり診断の取り組み

コミュニティ活動の促進

防犯まちづくりにおいては、防犯に特化した活動だけが重要であるのではなく、むしろ日頃から快適で活力のあるまちをつくることが防犯にも効果を有するという観点に立って、幅広い視野から取り組むことが重要です。

●市街地類型別の対応

各市街地類型ごとに、犯罪発生との関係からみたまちづくり上の特性を整理し、これに対応する防犯まちづくりの進め方として、特に留意すべき点を挙げると、見開き頁内のとおりです。なお、各市街地類型ごとの特性と対応については、今回のモデル地区を参考に作成したものであるので、他の地域において参考とされる場合には諸条件を検討する必要があります。



それぞれのまちに、それぞれの特性に応じた防犯まちづくり上の問題点、課題があります。

市街地類型毎の防犯まちづくりの進め方は次からのページに…

防犯まちづくりの進め方

市 街 地 類 型 別



まちなかの商住混在地区

[特性]

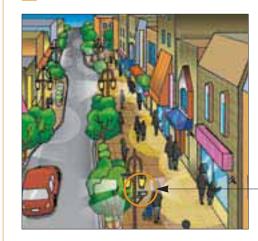
- 交通結節点の周辺にあり、店舗や事務所ビルが集中していることなどから、広域から不特定多数の利用が多く、市街地の匿名性が高いといえます。
- 賃貸住宅が多いこともあり、居住者が比較的頻繁 に入れ替わるため、コミュニティ活動への参加者 が少なくなりがちです。
- ●駐車場や路上における乗り物盗・車上狙いが多く、 夜間営業の飲食店周辺では粗暴犯が多い地区であ るといえます。
- ●休日夜間不在の事業所が混在しているところでは、 侵入盗が発生しやすいといえます。

対 応

- 駅前整備や商店街の活性化等の各種事業の 機会を活かすことが望まれます。
- 商店会や自治会等が連携して住民への働き かけや、コミュニティ活動の活性化を進め ることが重要です。
- 駐輪・駐車場等において、「人の目」を確保するとともに、防犯カメラの活用等の対策を講じることが望まれます。
- 暗がりを解消するとともに、安心して歩ける歩道を確保することが重要です。

[対応例]

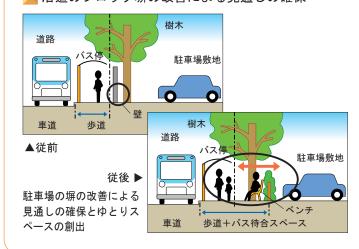
☑ 商店街の活性化による照明と「人の目」の確保



▼防犯カメラ (監視性の補完)



🔀 沿道のブロック塀の改善による見通しの確保

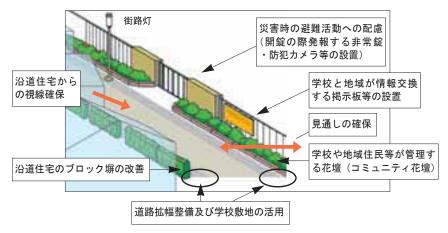


コラム

【学校周囲の道路と囲障の整備】

学校のコンクリート塀を見通しの良いフェンスに改善し、学校周辺のコミュニティ道路の整備を進めるとともに、コミュニティ花壇を設置する等、住民、学校等による維持管理活動を進めていくことにより、周囲の「人の目」を確保することも防犯上有効です。

● 小学校周辺道路の整備検討例



※ モデル地区(宮城県仙台市太白区長町地区、東京都足立区西新井栄町地区、神奈川県藤沢市藤沢駅周辺地区、愛知県春日井市松新町地区、大阪府東大阪市島之内地区、 兵庫県神戸市北区藤原台北町地区の6地区)においてケース・スタディを行い、その結果をもとに、市街地類型別の対応策を検討した。 他地域において参考とする場合には、その個性に応じ諸条件を慎重に検討する必要があります。



密集市街地

[特性]

- ●建物が密集し、道路が狭隘なため見通しが悪いと ころが多く、空き巣狙いが侵入・逃走しやすい状 況にあり、放火等による延焼の危険もあります。
- 古くからの市街地であって伝統的なコミュニティ が機能している地区も多くありますが、定住性の 低い賃貸住宅が多い場合にはコミュニティ形成が 困難な面もあります。

対 応

- 都市基盤の整備がそのまま防犯上の効果を持つ地区であるので、防犯対策に十分留意しつつ基盤整備を進めることが重要と言えます。
- 建物の壁面後退や交差点の隅切り等による見 通しの確保や、ブロック塀の改善、老朽住宅の 建替え更新等を進めることが重要といえます。
- 賃貸住宅が多いエリアでは、賃貸住宅の所有 者・管理者への働きかけを通じて、適切な管 理の実施とともに住民のコミュニティ活動へ の参加を促す等の取り組みも重要です。
- コミュニティが機能している地区については、 住民による防犯診断、パトロール等の防犯活動を実施することも有効です。防犯診断においては、ブロック塀や植栽のほか、道路の暗がりも主たる対象となっています。

[対応例]

☑ 建物の共同化、壁面後退に伴う道路の見通しの確保





▲従前

従後▶

☑ ブロック塀等の改善による犯罪企図者の接近の制御



▲ブロック塀が死角をつくり、 侵入の足場ともなる

都市開発事業が予定されている地区

[特性]

- ●事業期間中においては、地区内で住宅が減少する ため侵入盗が減少することもありますが、地区周 辺に犯罪が転移する可能性もあります。
- 事業地区内では空き地が増えるため、周辺地域への人の目が少なくなったり、少年等のたむろが増えて、住民の不安を増大させる場合もあります。
- 例えば、工事現場の周囲では、見通しが悪く、特に照明が不十分な場合には、ひったくり等が増えるおそれもあります。
- ●事業完了後においては、新住民が急増して、従来のコミュニティが希薄化し、地域の匿名性が高くなる恐れもあります。

対 応

- 事業にあたっては、地区周辺への犯罪の転移のおそれに対応 できるよう、現状評価や施策検討の対象を広域にとることが 望まれます。
- 事業期間中は、見通しの確保に留意した仮設対策を講じることが望まれます。
- 事業完了後は、新住民を含めたコミュニティを早急に形成するための働きかけを行うことが大切です。
- 都市開発は、まち全体を防犯に配慮した物に作り替える絶好 の機会であることから、設計段階から防犯に留意して整備す ることが望まれます。



郊外住宅地区

[特性]

- 既成の市街地と比較すると人口密度が低く人の目が少ないこととあいまって、侵入盗などの犯罪が発生する危険が大きくなる恐れがあります。
- ●地区の大半で新しい住民が多いこと等から活発なコミュニティ活動が見られないところもあります。
- 道路等が整備され、当初は見通しが確保されていたところでも、街開きから年月が経つと、樹木が生長して照明を覆ったり、見通しを悪くしている場合もあります。
- ●地区内に、低・未利用地が残されており、その周辺は照明が足りない場合があります。
- 住宅が多いことから、就寝時間を過ぎると、照明が不十分になりやすいといえます。

対 応

- 均質なまちが計画的に整備されている場合が多いので、防犯上の対応も適切な処置をとれば効果が上がりやすいといえます。具体的には、樹木や照明灯の適切な維持管理や、まちぐるみでの運動・ルールづくりを進めることによる照明・明るさの確保などが考えられます。
- 自治会等による地域コミュニティ活動の活性化を継続的に進めることも大切です。

[対応例]

☑ 住民参加による公園等の緑化・清掃等の取り組み



▲クリーン作戦



緑化 ▶

☑ 門灯や玄関灯の点灯による夜間照明の確保



▲従前



▲従後

写真:神戸市提供

对 心

- 公園等については、地域の人に愛され、利用されることが防犯上も重要であるため、計画段階から住民の声を取り入れ、整備後の維持管理にも関与を施すことが有効と考えられます。
- 住宅については、防犯上の留意事項及び設計指針の普及・啓発を図ることが重要といえます。その際、必要に応じて専門家がアドバイスを行う仕組みづくりも有効といえます。

[対応例]

☑ 工事段階における交差点(仮囲い)の見通し確保



見通しが確保された仮囲いとカーブミラーの設置

大規模住宅団地を含む地区

[特性]

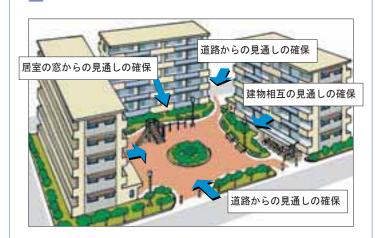
- ●中高層の住宅団地のオープンスペースは、住棟の 配置や管理状態によっては、周囲からの見通しや 視線が確保しにくい場所が生じ、犯罪が発生しや すい場所になるおそれがあります。
- 中高層共同住宅の階段、エレベーター等の共用空間は、設計・管理が不適切な場合、強制わいせつ等の犯罪が発生しやすくなる恐れがあります。
- 団地内に自治会がつくられていても、団地周辺の 自治会との連携が弱い場合があります。

対 応

- 住棟の配置や動線の工夫、適切な維持管理等により、団地内のオープンスペースの見通しと視線を確保することが望まれます。
- オープンスペースについては、見通しを確保するための植栽の剪定、団地外縁部における花壇や標識等による境界の明確化は有効と考えられます。
- やむをえず死角となる共用空間については、照明の充実、防犯カメラの活用等の対策を講じることが望まれます。
- 例えば小学校区を単位として、団地自治会 と周辺自治会が連携して地域の維持管理を 進めることが望まれます。

[対応例]

☑ 団地内オープンスペースの見通しの確保



☑ 防犯カメラの設置による「人の目」の補完



◆ 駐車場における
防犯カメラの設置例



団地内緑道への スーパー防犯灯 の設置例 ▶

コラム

【「割れ窓理論」に基づく住環境の維持管理】

「割れ窓理論」とは、建物やビルの窓ガラスを割られたまま放置しておくと、外部からは、その建物ひいては地域全体が管理されていないと認識され、地域全体が荒れ、犯罪が多発していくという考え方です。

「割れ窓理論」に基づき住民の参加を得て、落書き対策やゴミ出しルールの徹底を 図ることも防犯上有効です。



地元学生らが沿道の植栽を清掃・ 緑化する住民参加による道路の維 持管理の取り組み



ボランティア等による落書き消し の取り組み

関係省庁における防犯まちづくりの具体的な施策

防犯まちづくりは、住民をはじめとする関係者が主体的に取り組むべきものですが、関係省庁においても、主体的な取り組みを側面から支援していきます。具体的には、次の施策を実施していきます。

防犯に配慮した公共施設等の整備及び管理

- ▲「安全・安心まちづくり推進要綱 (平成26年8月28日)」の普及
- 上記要綱において、道路、公園等の公共施設の整備・管理について防犯上考慮すべき事項を示した「道路、公園、駐車場、駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」の普及

住宅等の防犯性能の向上

- ●「安全・安心まちづくり推進要綱(平成26年8月28日)」において 示された「共同住宅に係る防犯上の留意事項」・「防犯に配慮した 共同住宅の設計指針(平成18年4月20日)」の普及
- 住宅性能表示制度において、防犯に関する事項として、「開口部の侵入防止対策(平成18年4月1日)」を追加

学校と地域の連携等による子どもの安全の確保

- ●「学校施設の防犯対策について(平成14年11月)」等に基づく対策の推進
- ●「学校の危機管理マニュアル作成の手引き(平成30年2月)」 等を踏まえた学校安全に関する取組の推進
- 登下校時の児童生徒の見守り活動に対する支援
- 防災教室の講師となる教職員を対象とした講習会の実施を 支援



国土交通省では防犯まちづくりに関して各地方整備局等に相談窓口を設置しています。

北海道開発局	事業振興部都市住宅課	TEL. 011-709-2311
東北地方整備局	建政部都市·住宅整備課	TEL. 022-225-2171
関東地方整備局	建政部都市整備課	TEL. 048-600-1907
北陸地方整備局	建政部都市·住宅整備課	TEL. 025-280-8755
中部地方整備局	建政部都市整備課	TEL. 052-953-8573
近畿地方整備局	建政部都市整備課	TEL. 06-6942-1076
中国地方整備局	建政部都市·住宅整備課	TEL. 082-511-6194
四国地方整備局	建政部都市·住宅整備課	TEL. 087-811-8315
九州地方整備局	建政部都市整備課	TEL. 092-707-0187
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業·地方整備課	TEL. 098-866-1910

安全で安心なまちづくり ~防犯まちづくりの推進~ 問い合わせ先: 警察庁生活安全局生活安全企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

国土交通省都市局都市安全課

国土交通省道路局環境安全・防災課

2018.06 for WEB